

村田会湘南訪問介護ステーション

訪問介護

運営規程

医療法人社団 村田会

村田会湘南訪問介護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団村田会が開設する村田会湘南訪問介護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員や管理運営に関する事項を定め、適正な事業を提供する事を目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来るよう、生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
 - 3 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。
 - 6 サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(事業所の名称等)

第3条 訪問介護を行う事業所の名称及びに所在地は次のとおりとする。

- | | |
|--------|-----------------------|
| (1)名称 | 村田会湘南訪問介護ステーション |
| (2)所在地 | 神奈川県藤沢市大庭 5526 番地の 22 |

(従業員の職種、員数及び利用料その他の費用の額)

第4条 事業所における従業員の職種・員数及びに職務は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2)サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3)訪問介護員 3名以上

訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜から日曜日までとし、祝祭日も営業するものとする。
- (2)営業時間 9時から18時
- (3)上記営業日、営業時間のほかに、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の実施地域)

第6条 通常の実施地域は、藤沢市、茅ヶ崎市とする。

(訪問介護の内容)

第7条 訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1)身体介護
- (2)生活援助

(利用料等)

第8条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

詳細については、別に定める料金表の通りとします。

- 2 訪問介護を利用した場合の利用料金のほか、第6条の通常の実施地域を超えて事業を行う場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてからの実費の支払いを受けることができるものとする。なお、自動車を使用する場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル当たり20円とする。

(衛生管理)

第9条 当事業所では、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、以下に掲げる体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 必要に応じ、保健所の助言・指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービスの利用に当たって必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 11 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 3 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、事業所において加入している保険にて速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数： 年 2 回

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(相談・苦情処理)

第15条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、その内容について検討を行い必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供した訪問介護に関し国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合はその内容について検討を行い必要な改善を行う。

(従業者の研修)

第16条 事業所は、職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内に実施する。
- (2)継続研修 年1回以上実施する。

(記録の整備)

第17条 事業所は、保険適用の訪問介護の提供に関する次の記録を整備し、5年間保管する。

- (1)訪問介護計画
- (2)提供した具体的サービス内容等の記録
- (3)利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4)苦情・相談等に関する記録
- (5)事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業所はサービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書で同意を得ることとする。

(身体の拘束に関する事項)

第 19 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止に関する事項)

第 20 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修： 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修： 年2回
- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 4 当事業所は、適切な訪問介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定訪問介護に関する記録を整備し、そのサービスの提供が終了した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、2019年6月1日から施行する。

2020年10月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

2024年6月1日 改訂（料金表）